

様式第1号（第3条関係）

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議録

会議の名称	第3回笠間市・友部町・岩間町合併協議会	
開催日時	平成17年 3月12日（土） 10時00分 開会。 11時50分 閉会。	
開催場所	岩間町海洋センター 体育館	
議長氏名	会 長 磯 良 史	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	（委員）長谷川大紋	
事務局氏名	事務局長 小松崎 登 外11名	
会議事項	1 議題 別紙のとおり	2 会議概要 別紙のとおり
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
その他の必要事項		
会 議 録 の 確 定		
確 定 年 月 日	記 名 押 印	
平成17年4月4日	議長（会長） 笠間市長 磯 良 史 印	
	副会長 友部町長 川 上 好 孝 印	
	副会長 岩間町長 仲 田 昭 一 印	

別 紙

出 席 者 名 簿

(敬称略)

職 名	氏 名	職 名	氏 名
会 長	磯 良 史	副会長	川 上 好 孝
副会長	仲 田 昭 一	委 員	青 木 可 光
委 員	石 原 朝 雄	〃	小松崎 豊
〃	渡 辺 浩 一	〃	小蘭江 一 三
〃	小 磯 章 一	〃	中 澤 猛
〃	畑 岡 進	〃	上 野 登
〃	竹 江 浩	〃	宮 本 昇
〃	藤 枝 一 弘	〃	佐 藤 英 男
〃	小 里 敏 郎	〃	塙 東 男
〃	桑 野 正 巳	〃	瀬 畑 洋 子
〃	根 本 栄 一	〃	上 野 眞
〃	大久保 清	〃	岡 野清右エ門
〃	常 井 洋 治	〃	山 口 伸 樹
〃	安 義 治	〃	田 谷 英 夫

第 3 回 笠間市・友部町・岩間町合併協議会

日 時 平成17年 3 月 12 日（土）
午前 1 0 時から

場 所 岩間町海洋センター
（岩間町押辺2259－1）

(午前10時 開会)

○小松崎事務局長

本日は、お忙しい中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。
なお、会場が急遽変更になったことをおわび申し上げます。

定刻となりましたので、只今より、第3回笠間市・友部町・岩間町合併協議会を開催させていただきます。

会議に入る前に、会議の傍聴人の方にご連絡がございます。受付の際に提示されました「傍聴人へのお願い」の事項を遵守の上、静粛に傍聴くださるようお願い申し上げます。また、白い腕章をつけた者は記録員でございますが、それ以外の方々につきましては、写真撮影や録音は議事に入る前までとしていただきまして、また、携帯電話の電源は落として下さいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それから、会議に入りましての各委員さんのご発言でございますけれども、大変恐縮でございますが、お名前をお名乗りの上でお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、磯会長よりごあいさつを申し上げます。

○磯会長

おはようございます。

会議に入る前に、一言ごあいさつ申し上げます。

第1回協議会から先の第2回協議会において、23の合併協定項目のうち、14項目についてご確認、ご承認いただきました。これも、各委員の皆様が新たな市をつくるために小異を捨てて、真摯にご協議いただいている賜物と思っております。

本日は、新たに8件の協議事項等を用意してございます。委員の皆様のご協力、慎重なるご審議をお願い申し上げ、ごあいさついたします。よろしく願いいたします。

○小松崎事務局長

本日の出席委員は28名で、本協議会規約第9条第1項に規定する定足数に達しておりますので、本日の協議会は成立いたします。

それでは、会長、進行をお願いいたします。

○磯会長

それでは、早速でございますが、会議次第に基づいて協議を進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

協議第18号 地方税の取扱いについて。事務局から説明願います。

○事務局

それでは、1ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第18号 地方税の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが、

- （１）３市町で差異のない税制については、現行のとおりとする。
- （２）法人市（町）民税の法人税割の税率については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた年度及びこれに続く１年度に限り現行のとおりとし、合併の翌々年度に統一するものとする。
- （３）都市計画税については廃止し、合併後都市計画事業の動向等を勘案し、新市において検討するものとする。
- （４）「納期」並びに「原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の弁償金」については、原則合併時に統一するものとする。

次のページをご覧ください。

参考（現況等）でございます。

個人市（町）民税でございます。普通徴収の納期以外は同一制度であります。

次のページをご覧ください。

法人市（町）民税でございますが、法人税割税率に相違がございます。笠間市は、地方税法で示されている税率の上限100分の14.7の超過税率を採用しております。友部町、岩間町は100分の12.3の標準税率を採用しております。

14.7の超過税率を採用している県内の状況ですが、18市、17町村が採用しており、県内の市の大部分が採用しております。

次のページをご覧ください。

固定資産税の納期に相違があります。これについては、合併時に統一してまいりたいと思います。

次のページをご覧ください。

軽自動車税でございますが、納期及び原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識ナンバープレートの弁償金について相違がございます。笠間市が200円、友部町100円、岩間町300円となります。

次のページは、市町村たばこ税、特別土地保有税、都市計画税でございますが、都市計画税を除き、同一でございます。

笠間市で都市計画税の制度を導入しております。都市計画区域のうち、用途区域内に所在する土地及び家屋の所有者が納税義務者となっております。税率は100分の0.3でございます。

次のページからは関係法令でございます。

（１）地方税法第314条の6をご覧ください。（法人税割の税率）でございます。

法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

と規定されております。

8 ページをご覧ください。

地方税法第702条，（都市計画税の課税客体等）でございます。

市町村は，都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため，当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもののうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し，その価格を課税標準として，当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。

と規定されております。

10ページをご覧ください。

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋），第10条をご覧ください。

第10条は（地方税に関する特例）でございます。

合併市町村は，合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため，又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について，合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため，その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく均衡を欠くと認められる場合においては，市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り，その均衡を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることが出来る。

と規定されております。地方税の賦課に著しい違いがある場合，5年の間で不均一課税が出来るとされた条文でございます。

法人市（町）民税の法人税割の税率については，合併特例法第10条の規定を適用し，合併が行われた平成17年度及びこれに続く18年度に限り現行のとおりとし，合併の翌々年度，平成19年度に統一してまいりたいと考えております。

都市計画税は目的税となっております。笠間市のみ都市計画用途区域内に課税する制度となっておりますが，友部町，岩間町においては，都市計画用途区域外への都市計画事業の実施や課税客体の範囲を明確にすることが現時点では困難であることから，負担公平の原則から廃止し，合併後，都市計画事業の動向等を勘案し，新市において検討するものといえます。

次のページからは先進地事例でございます。

以上で地方税の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。

法人市民税の税率について差異があるようですが，合併特例法の規定する不均一課税をとって，2年後には統一する。また，笠間市の用途区域内の方に賦課しております都市計画税については，現在，友部町と岩間町では用途区域内の方に賦課しておりませんので，新市における都市計画事業

の動向を勘案しながら検討するという調整方針（案）となっております。これらの内容等につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○上野委員

岩間の上野でございます。

今、合併の翌々年度に現在の差を統一するという説明があったわけですが、その統一の方法は、上限に合わせるのか、下限に合わせるのか、その辺を基本的にお伺いしたいなと思います。

○事務局

只今のご質問は、法人税の税割のことかと思えます。これにつきましては、現在、上下に合わせるというところまでの結論にはまだ至っておりません。県内の状況、財政の見通しなどを踏まえて決定してまいりたいと考えております。

○上野委員

それでは、もう一度お伺いしたいと思えます。

超過税率の14.7%は法が定めるものでございますから、その上限の規定はそのまま置いてもいいと思えますけれども、でき得るならば、現在、岩間、友部が適用しております標準税率ですか、それに合わせるようお願いをしたいなと思います。

○磯会長

要望ということでよろしいですか。

○上野委員

はい。

○磯会長

その他ございますか。

（「ありません」の声あり）

○磯会長

それでは、異議なしとのことでございますので、協議第18号 地方税の取扱いについては、調整方針（案）のとおり決定いたします。お手持ちの協議会資料1ページの空欄になってございます確認の部分に本日の期日をご記入ください。

次に、協議第19号 一般職の職員の身分の取扱いについてを議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

それでは、13ページをご覧くださいと存じます。

協議第19号 一般職の職員の身分の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが、

（1）3市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引継ぎ、職名、

任用要件及び給与については、人事管理、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。

(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

次のページをご覧くださいと存じます。

参考（現況等）でございます。

1 は、平成16年4月1日現在の職員の定数及び現員数でございます。現員数のみ申し上げます。

市・町長の事務部局の職員の現数は、笠間市 212人、友部町 184人、岩間町 110人で、計 506人となります。

議会の事務部局の職員でございますが、笠間市が5人、友部町が3人、岩間町が3人で、計11名であります。

教育委員会所管に属する職員は、笠間市が62人、友部町が51人、岩間町が26人で、計 139名であります。

農業委員会の事務部局の職員は、笠間市が3人、友部町が3人、岩間町が4人で、計10名であります。

公平委員会の事務部局の職員は、兼務職員として3名、笠間市にしております。

監査委員の事務部局の職員は、笠間市にしております。2名のうち1名は兼務となっております。

選挙管理委員会の事務部局の職員は、笠間市において総務課の職員が兼務となっております。友部町、岩間町は選挙ごとに発令されます。

企業部局の職員は、笠間市が9名、友部町が11名、岩間町が6名、計26名でございます。

友部町国保病院の職員は23名でございます。

3市町合わせた合併後の職員数でございますが、笠間市合計が316名で、兼務が24人でございますので、実人員292人でございます。友部町が合計で275名、岩間町が149名で、合計740名、うち兼務が24名おりますので、実人員716名となります。

次のページは部門別の職員数でございます。合計のみ申し上げます。

議会は11人でございます。

総務部門は152人でございます。

税務部門は45人でございます。

民生部門は79人でございます。

衛生部門は50人でございます。

農林部門は47人でございます。

商工部門は15人でございます。

土木部門は69人でございます。

教育部門は139人でございます。

公営企業等会計の計は109人でございます。

3市町の合計は716人となります。

次のページは給料でございます。給料表は、国の給料表を準用しております。

一般行政職は8級制、技能労務職は、笠間市、友部町は6級制、岩間町は4級制を採用しております。友部町は医療職がございまして、笠間市では教育職がございます。笠間市の教育職の給料表は本年度で廃止し、行政職給料表に統一されます。

給料の支給日は同一でございます。

初任給に相違がございます。

職員1人当たりの平均給与額は、扶養手当、通勤手当等諸手当を含んだ額でございますが、笠間市が平均年齢43歳で月額36万2,857円、友部町が平均年齢39歳で月額35万1,816円、岩間町が平均年齢42.5歳で月額37万535円でございます。

国家公務員の給与水準を100とし、市町村の給与水準の差を示すラスパイレース指数は、16年4月1日現在、全国平均が97.9、県内市平均97.6となっておりますが、笠間市96.4、友部町97.3、岩間町97.4となっており、全国平均、県内平均より下回っております。

次のページは級別職務分類でございます。職務により級の格付がされております。

次のページからは関係法令（抜粋）でございます。

19ページをご覧くださいと存じます。

（2）の市町村の合併の特例に関する法律第9条、（職員の身分取扱い）でございますが、合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

とされており、新市に引き継ぐことになります。

下段から次のページまでが先進地事例でございます。

以上で一般職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。内容等につきましてご質問がございましたらお願いいたします。何かございますか。よろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

○磯会長

異議がないようでございますので、お諮りします。

協議第19号 一般職の職員の身分の取扱いについては、調整方針（案）のとおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○磯会長

ありがとうございます。方針どおり決定いたします。協議会資料13ページの確認部分に本日の期日をご記入ください。

続いて、協議第20号 特別職の職員の身分の取扱いについて。事務局から説明いたします。

○事務局

21ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第20号 特別職の職員の身分の取扱いについて、ご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが、

- （１）特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整するものとする。なお、法令等に定めがない場合は、新市において新たに設置するものとする。
- （２）特別職の職員の給料及び報酬については、類似団体の特別職の職員の給料及び報酬額を参考に調整するものとする。

次のページをご覧いただきたいと存じます。

参考（現況等）でございます。

１は常勤の特別職等の状況でございます。三役及び教育長の現員、任期・給料月額でございます。笠間市はこの給料月額から５％カットしております。笠間市、友部町は収入役が欠員であり、岩間町は助役が欠員であります。

次のページをご覧いただきたいと存じます。

３は各種行政委員会及び監査委員の状況でございます。教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の任期、委員数及び報酬でございます。それぞれ相違がございます。

次のページをご覧いただきたいと存じます。

４は主なその他の非常勤の特別職でございます。投票管理者から、ページをめくっていただいて、26ページの消防団長までございます。

27ページをご覧いただきたいと存じます。

５は新設合併の場合の常勤特別職及び主な非常勤特別職の取扱いでございます。

平成18年３月には、新市発足により各特別職は失職となります。市・町長は失職となるが、３市町の長が協議して市長職務執行者を置き、新市長誕生までの間在職いたします。合併後50日以内に選挙を行い、新市長が誕生します。その後、新市長招集による最初の議会が開催されることとなります。

助役は不在期間となり、新市最初の議会で同意を得て新しい助役が選任されることとなります。

収入役は収入役職務代理者を置き、新市最初の議会で同意を得て新しい収入役が選任されることとなります。

教育委員会は暫定教育委員会を設置することになります。市長職務執行者が3市町の委員であった者から5人を選任し、新市最初の議会の同意を得て任命されることになります。定員は5人となっておりますが、最初の委員さんは任期がそれぞれ違って任命されることになります。任期でございますが、2人が4年、1人が3年、1人が2年、1人が1年となります。

選挙管理委員会は暫定選挙管理委員会となります。3市町の委員であった者の互選により選任することになります。定員は4人、任期は4年となります。

公平委員会委員は不在となり、新市の最初の議会の同意を得て任命されることになります。

監査委員は不在となり、新市の最初の議会の同意を得て選任されることになります。

次のページをご覧くださいと存じます。

農業委員会は1年間の在任特例となります。

固定資産評価審査委員会は暫定固定資産評価審査委員会となり、市長職務執行者が3市町の委員であった者から選任し、新委員が議会で同意されるまでの間、新市長が選任し、条例で委員数を定め、議会の同意を得て選任することになります。

6は関係法令でございます。

地方自治法施行令第1条の2は、長の職務を暫定的に行う職務執行者についての規定でございます。

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

と規定されております。

29ページは先進地事例でございます。

板東市、筑西市の協定内容をご覧くださいと存じます。先ほど申し上げました調整方針（案）は同一の内容となっております。

以上で特別職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

事務局から説明が終わりました。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。何かございますか。

（「なし」の声あり）

○磯会長

ないようでございます。異議なしとのことでございますので、協議第20号 特別職の職員の身分の取扱いについては、調整方針（案）のとおり決定いたします。21ページの確認部分にご記入をお願いいたします。

続いて、協議第21号 組織及び機構の取扱いについて。事務局から説明いたします。

○事務局

30ページをご覧くださいと存じます。

協議第21号 組織及び機構の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが、

（１）新市の組織及び機構については、効果的・効率的な行政運営の推進と指揮命令系統や責任の所在の明確化を基本に、合併時までに調整するものとする。

（２）現在の笠間市役所及び岩間町役場の各支所には、新市全体の行政サービスの維持・向上を図るため、総合的な機能を持つ組織機構を配置するものとする。

次のページをご覧ください。

参考（現況等）でございます。

3市町の組織機構でございます。

笠間市、友部町は部制を採用しており、岩間町は、課制となっております。笠間市は課長補佐を中心としたグループ制、友部町、岩間町は係ごとに係長を中心とした係制を採用しております。

次のページをご覧ください。

関係法令でございます。

第138条の3は（執行機関の組織の原則）でございます。

普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

とされております。

行政制度の調整方針の基本原則である一体性確保の原則、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則、適正規模準拠の原則により、8万2,000人規模の人口にふさわしい組織機構として効果的・効率的な行政運営の推進と指揮命令系統や責任の所在の明確化を基本に、合併時までに調整するものいたします。

次のページからは先進地事例でございます。

以上で組織及び機構の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。

○常井委員

常井ですけれども、1点確認させていただきます。

総合的な機能を持つ組織機構を配置するということで、笠間と岩間には支所的なものを配置するということですが、総合的な機能というのは利便性と効率性との兼ね合いでしょうけれども、どの程度のものを基本に考えていくのかお聞きしておきたいと思います。

○事務局

只今のご質問につきましては、笠間市と岩間町の支所に総合的な機能ということでございますが、これにつきましては、まず、窓口的な住民サービスのものは当然配置いたします。それ以外に、先進地事例におきましては、業務系のことも入れている市町村等がございますので、そういうものを十分調査の上、住民サービスの低下にならないよう配慮しながら組織機構を調整してまいりたいと考えております。

○磯会長

よろしいですか。

○常井委員

はい。

○磯会長

その他ございますか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

異議なしとありました。それでは、協議第21号 組織及び機構の取扱いについては、調整方針(案)のとおり決定いたします。資料30ページの確認の部分にご記入いただきたいと思います。

次に、協議第22号 使用料、手数料等の取扱いについて。事務局から説明願います。

○事務局

35ページをご覧くださいと存じます。

協議第22号 使用料、手数料等の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針(案)の内容でございますが、

- (1) 施設等及び3市町独自の使用料については、原則として現行のとおりとし、新市において調整を図るものとする。
- (2) 水道料については、現行のとおりとし、合併後段階的に調整するものとする。
- (3) 下水道関係使用料及び保育料については、合併後3年を目途に統一するものとする。
- (4) 手数料等については、原則として合併時に統一するものとする。

次のページをご覧ください。

参考(現況等)でございます。

主な使用料でございます。

公民館等類似施設使用料でございますが、3市町ともそれぞれ公民館がございますが、岩間町においては使用料は無料となっております。

社会体育施設使用料は、笠間市においては市民体育館、総合運動公園の施設、友部町では柿橋グラウンドの夜間照明、岩間町は海洋センタープールの使用料がございます。

農園使用料は、笠間市のクラインガルテンの使用料がございます。

観光施設使用料でございますが、笠間市においては城跡公園、つつじ公園など、岩間町では、愛宕山山頂にありますあご天狗の森スカイロッジ等の使用料等がございます。

保健福祉関係使用料は、友部町いこいの家「はなさか」、岩間町では岩間町老人福祉センターがございます。

都市公園使用料は笠間市のみでございます。

駐車場使用料、道路占用料、法定外公共物使用料は、笠間市、友部町においてでございます。

河川占用料は笠間市のみでございます。

下水道関係使用料は、笠間市、友部町は下水道組合を組織しておりますので同一でございますが、岩間町とは相違がございます。

56ページをご覧ください。

下水道使用料でございます。

笠間市、友部町は基本料金が10^mまで1,400円であります。1^mにつき超過料金は、11^mを超え20^mまでは140円、21^mを超え30^mまでは150円、31^mを超え100^mまでは160円、101^mを超えるものは170円であります。

浴場用は、1^mにつき40円でございます。

岩間町では基本料金が2月につき20^mまで2,800円、超過料金は1^mにつき150円でございます。

月額使用の例でございますが、1カ月25^m使用のとき、消費税込みで笠間、友部は月額3,727円、岩間町は3,832円となり105円の差があります。合併後3年を目途に統一いたします。

37ページにお戻り願います。

上水道関係使用料は、笠間市、友部町、岩間町とそれぞれございますが相違がございます。岩間町においては工業用水道使用料がございます。

59ページをご覧ください。

水道使用料でございますが、笠間市の基本料金は、1カ月10^mで2,100円であります。超過料金は、1^mにつき1～20^mまで210円、21～50^mまで237円、51～100^mまで265円、101^m以上296円でございます。

友部町の基本料金は口径別に定めてあります。超過料金は、1^mにつき11～20^mで173円、21～50^mで207円、51～100^mで230円、101^m以上で253円でございます。

岩間町の基本料金は口径別に定めてあります。基本水量に1 m³当たり180円を乗じた金額となっております。超過料金は1 m³につき180円でございます。

月額使用の例でございますが、一般家庭で13mmの契約で1ヶ月25 m³使用のとき、メーター使用料及び消費税を含め、笠間市は月額5,670円、友部町は月額4,767円、岩間町は4,777円であり、903円の差があります。このような差がありますので、合併後は、3市町の給水区域ごと現行の料金とし、合併後段階的に調整するものとします。

37ページにお戻り願います。

公営住宅使用料は笠間市のみでございます。

保育料は3市町ともございますが、月額保育料に相違がございます。

63ページをご覧ください。

月額保育料でございますが、入所児童の世帯の所得税の額により7つの階層別保育料が定められております。笠間、友部、岩間とも相違がございますので、合併後3年を目途に統一いたします。

37ページにお戻り願います。

2は主な手数料でございます。

37ページは、戸籍謄本・抄本、戸籍の記載事項証明書から住民基本台帳カードなどがございます。

次のページは、住民基本台帳の閲覧から、資産に関する証明でございます。

次のページは、納税証明書の交付から地籍調査の成果の交付等でございます。

次のページは、屋外広告物許可申請から可燃ごみ袋などがございます。

次のページは、不燃ごみから認可地縁団体印鑑登録に関する証明などがございます。

次のページは、農業集落排水事業指定工事店登録から水道関係材料検査手数料などがございます。

43ページは関係法令でございます。

次のページは先進地事例でございます。

稲敷市の例でございますが、

1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、合併後、できる限り統一する方向で調整する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。

2 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに住民負担に配慮し、負担公平の原則により、合併時に統一する。

となっております。

45ページから63ページは使用料の詳細資料でございます。

以上で使用料、手数料等の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

事務局から説明が終わりました。

水道料金や保育料について差異が目立つわけですが、他の合併の先進事例と同様に、合併後段階的に統一、調整していくという調整方針（案）となっております。これに関して、ご意見がございましたらお願いいたします。何かございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○磯会長

それでは、異議なしとのことでございますので、協議第22号 使用料、手数料等の取扱いについては、調整方針（案）のとおり決定いたします。35ページの確認部分に期日をご記入ください。

次に、協議第23号 公共的団体等の取扱いについて。事務局から説明いたします。

○事務局

64ページをご覧くださいと存じます。

協議第23号 公共的団体等の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが、

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合又は再編の調整に努める。

- （1）共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- （2）国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

- （3）独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

次のページをご覧ください。

参考（現況等）でございます。

主な公共的団体に関係部課ごとに記載してございます。

名称は異なりますが、活動内容が同じ団体等がございます。企画部門、総務部門、住民・環境部門でございます。

次のページは保健・福祉部門でございます。社会福祉協議会を始め、各保健・福祉団体を掲載しております。

次のページは産業経済・農業委員会部門でございます。土地改良区を始め、主な各農業団体、商工団体を掲載してございます。

69ページは都市建設・上下水道部門でございます。友部町、岩間町では農業集落排水事業に取り組んでいることから団体がございます。

下段から次のページは教育部門でございます。体育協会を初め、教育団体を掲載しております。

次のページは関係法令でございます。

- (1) の市町村の合併の特例に関する法律第16条第8項は、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併関係市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

とされております。

- (2) の地方自治法第157条第1項でございますが、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

とされております。

次のページは先進地事例でございます。

以上で公共的団体等の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

事務局から説明がありましたとおり、一口で公共的団体と申しましてかなりの数がありますが、これらの各関係者のご協力により、合併時には統合できるよう調整に努めるという調整方針（案）となっております。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

それでは、異議がないようでございますので、協議第23号 公共的団体等の取扱いについては、調整方針（案）のとおり決定いたします。64ページの確認の部分にご記入をお願いいたします。

次に、協議第24号 補助金、交付金等の取扱いについて事務局から説明いたします。

○事務局

73ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第24号 補助金、交付金等の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが、補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、その必要性、有効性及び公平性の観点から次のとおり調整を図るものとする。

- (1) 3市町で同一又は同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、合併時に統一するよう努めるものとする。
- (2) 3市町で独自の補助金、交付金等については、従来の経緯、実績等を考慮し、新市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- (3) 整理統合できる補助金、交付金等については、統廃合するよう調整するものとする。

次のページをご覧ください。

参考（現況等）でございます。

主な補助金について業務別に掲載してございます。

補助対象事業は同じでも、3市町によって名称が異なるものがございます。

総務・企画でございますが、防犯連絡員協議会、自治総合センターコミュニティ助成金等の補助金がございます。

住民・環境でございますが、国際交流協会、法人会等の補助金がございます。

次のページをご覧ください。

保健・福祉でございますが、人権擁護委員協議会や民生委員児童委員協議会や福祉団体などへの補助金がございます。

76ページをご覧ください。

産業経済・農業委員会でございます。農政活動推進本部補助金、生産調整推進センター活動事業補助金等がございます。

次のページをご覧ください。

農業関係から商工会等への補助金がございます。

次のページをご覧ください。

都市建設・上下水道でございますが、笠間市において生垣設置奨励補助金がございます。

水道でございますが、笠間市において水道整備困難地域に係る井戸設置等補助金、岩間町において工業用水道事業補助金がございます。

農業集落排水事業推進協議会補助金等がございます。

下段は教育でございます。

学校教育は、小・中学校の県民交通災害共済団体加入補助金や通学用ヘルメット購入補助金等がございます。

次のページをご覧ください。

幼稚園就園奨励費補助金、文化財愛護協会補助金、文化財管理補助金、PTA連絡協議会補助金、文化協会補助金、体育協会補助金などがございます。

次のページをご覧ください。

議会でございますが、各常任委員会等への交付金がございます。

この補助金、交付金につきましては、3市町とも相違があり、社協の事業などで補助金で支出しているものや委託料等で支出しているものがございます。補助金の整理統合につきましては、各市町の行政改革大綱などにおいて補助金の見直しをするとされており、合併にかかわらず、3市町とも取り組む事業でございます。

次のページをご覧ください。

先進地事例でございます。

城里町の協議の内容をご覧ください。

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実績と共に公共的必要性、効果、公平性の観点から見直しを行い、原則として合併時ま

でに次のとおり調整する。

- ①同一あるいは同種の補助金，交付金等については，関係団体の理解と協力を得て統一する。
- ②整理，統合できる補助金，交付金等については，廃止や統合に努める。
- ③それぞれの町村独自の補助金，交付金等については，従来の実績等を考慮し，補助金等の目的を明確にして，町域全体の均衡を保つように調整する。

となっております。

以上で補助金，交付金等の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。

この補助金，交付金等については，従来からの経緯もあって数多くありますが，1市2町いずれも行政改革で取り組むべきものに挙げておりますように，合併時にこれらを統合整理することは必要不可欠のことです。そのようなことを踏まえての調整方針（案）ですが，これに関してご意見がございましたらお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

○磯会長

異議なしとのことでございます。協議第24号 補助金，交付金等の取扱いについては，調整方針（案）のとおり決定いたします。協議会資料73ページの確認部分に本日の期日をご記入ください。

続いて，協議第25号 各種事務事業の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局

82ページをご覧くださいと存じます。

協議第25号 各種事務事業の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが，

各種事務事業の取扱いについては，合併協議会で確認された「行政制度等の調整方針」

に基づき下記の区分により調整するものとする。

- （1）3市町で同一の制度については，現行のとおり存続するものとする。
- （2）3市町の独自の制度又は内容に相違がある制度は，いずれかの市町の制度に統一するか，又は新規に創設するものとする。時期については，合併時を原則とするが，それにより難しい場合は合併後随時統一するものとする。
- （3）全ての行政制度等の中で，新市において適切でないと判断する制度については，合併の前日をもって廃止するものとする。

本日配付いたしました資料が現況調書でございます。部会別，業種別に

なっております。次回からの協議会の資料とさせていただきます。

第1回協議会でご確認いただきました行政制度の調整方針の基本原則である一体性の確保，住民福祉向上の原則，負担公平の原則，健全な財政運営の原則，行政改革推進の原則，適正規模準拠の原則に基づき調整してまいります。

事務的な内容が多くございますので専門部会，幹事会等で調整を行い，調整方針が整った事務事業ごとに今後の協議会でご報告申し上げ，ご承認をいただきたいと考えております。

以上で各種事務事業の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

事務局から説明が終わりました。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

○磯会長

異議なしとのことですので，協議第25号 各種事務事業の取扱いについては，調整方針（案）のとおり決定いたします。協議会資料82ページの確認の部分に本日の期日をご記入ください。

なお，事務局からの説明のとおり，本協議会は，県知事に合併申請ができた時点で終了するというのではなくて，本日確認いただいた事務事業の取扱いの調整方針（案）に基づき調整が整った段階で，4月以降の協議会でこれを報告し，承認をいただいてまいりますので，各委員の皆様におかれましてもご承知おきをお願いいたします。

ここで10分間程度休憩といたします。

（暫時休憩）（午前11時03分～11時13分）

（午前11時13分再開）

○磯会長

それでは，休憩を解いて協議を再開いたします。

協議第10号は継続協議であります，新市建設計画（案）について事務局から説明願います。

○事務局

それでは，新市建設計画（案）について説明させていただきます。

第1回協議会で基本構想，第2回協議会で分野別計画について説明しております。その協議内容，また，茨城県と事前協議をした後，それらの意見を反映し，かつ誤字・脱字等を訂正したものをお手元に配付させていた

だいております。しかしながら、まだ訂正し切れていなかったもので、きょう、新たにお手元に正誤表をお配りしてあります。こちらの方も一読いただければと思います。

本日は、主立った点についてのみ説明させていただいて、その後ご審議いただきたいと思います。

まず、11ページをお開きください。

5. 土地利用構想

(1) 将来人口についてですが、将来人口については、10年後、平成27年に約8万4,000人としております。これは国立社会保障・人口問題研究所による資料をそのまま引用してございます。自然推移の要素のみを適用しておりますので、特別開発による人口増は見込んでおりません。

ちなみに、平成12年国勢調査人口は8万2,358人、17年2月1日現在の常住人口は8万2,244人でありますから、10年後には1,600人ぐらい、わずかに自然増と見込んでおります。

続きまして、財政計画でございます。28ページをお開きください。

VI 財政計画

新市における財政計画は、平成17年度から平成27年度までの11カ年について、歳入・歳出の項目ごとに平成17年度の予算を基本に、普通会計について作成したものです。

【歳入】

(1) 地方税

地方税については、現行の税制度を基本に推計しています。

なお、定率減税の廃止により、地方税は増を見込んでおりまして、それは18、19年度で見込んでおります。その後は、緩やかな経済成長に合わせて若干増えるのではないかという予測を立てております。

続きまして、地方交付税でございます。

普通交付税については、合併に伴う算定の特例（合併算定替）により算出すると共に、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置を見込んでおります。

特別交付税については、平年を基準に新市に対する包括的な特別交付税措置を見込んでおります。

(3) 番の国庫支出金・県支出金でございます。

これについては、平成17年度より算定したもので、茨城県の合併特例交付金は3市町で7億5,000万ほどなのですが、これも見込んでおります。

繰入金については、財源を調整するための財政調整基金等を見込むものです。

(5) 番の地方債でございます。

地方債については、新市建設計画に基づく諸事業に伴う合併特例債や現行の地方債制度による地方債充当を見込むものです。

合併特例債は18年度から導入する計画でありますので、地方債は18年度から多く発行することになっております。

このような歳入項目を積み上げまして、17年度で239億7,200万で計上しておりますが、17年度予算はそれぞれの市町で確定しておりますので、これは単純に3市町を合わせた合計でございます。実質、新市スタートとなります18年度には257億3,400万と見込んでおります。

続いて、歳出の説明でございますが、人件費については、退職者、あるいは、議員も含めて特別職の減員を考慮しまして推計しております。職員もかなり削減しなければならないかと思っておりますので、10年後には、人件費としましては、年間で約5億円の削減を見込んでおります。

扶助費と申しますのは、主に福祉においての生活保護や障害者の支援費措置などでございますが、これらについては、少子・高齢化の時代を背景にしまして、かなり増加を見込んでおります。

続きまして、公債費でございます。

公債費については、既発行の地方債に係る償還予定額に、新市建設計画に基づく諸事業に伴う地方債、いわゆる合併特例債ですが、これらの発行を見込んで推計しております。先ほど歳入のところでも述べましたが、18年度から特例債の発行を予定しております。

続きまして、29ページですが、物件費。

物件費については、17年度予算を基本に、新市建設計画に基づく諸事業に係る臨時的な経費を勘案し、これらを加え、また、合併効果による節減効果も見込んでおります。先ほど、県の財政支援措置として合併特例交付金がありますと申し述べましたが、これらについては物件費で見込んでおります。それで18から19、20は支出が多くなっておりますが、それ以降は、合併効果を見込んで経費節減で減になっております。

続きまして、積立金。

合併特例債の中の一部を積み立てすることができるのですが、これらについては当初見込んでおりません。ただ、今後の財政状況を見ながら積み立てすることがあり得ます。

ちなみに、16億9,000万、16.9億円が本新市の基金限度額となっております。

続きまして、普通建設事業費です。

普通建設事業費については、新市建設計画事業に基づく主な事業費及びその他の経常的な事業費を見込み、推計しています。

既に着手している継続事業、新市において着手する新規事業の2つに大別されるわけですが、合併特例債については、新規事業への導入を計画しております。

以上が財政計画の説明であります。もう一つ、合併特例債について説明を加えておきたいと思っております。

合併特例債については、現在の計画では130億円の発行を予定しております。これは新市の起債可能額 321億7,000万の約40%に当たります。

このうち、県支援事業を4本予定しております。県支援事業といいますのは、正式な名称は、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業と少々長い事業名なのですが、これは茨城県独自の支援措置でありまして、これらを使うと、市の償還に対して、さらに県から補助をもらうということで、実質10%の自己財源で整備出来るという制度でございます。

なお、特例債の償還に要する一般財源は合計約30億円と見込んでおります。ですから、後年度とも年間3億円程度、一般財源から償還となる予定でございます。

ちなみに、先ほど申しました県支援事業は全体の中の45億円計画しておりまして、これは、全体で約170億円の事業が、県支援事業を使いますと約20%の自己財源で整備することが出来るという計算でありまして、少ない負担で、これまで各市町で抱えておりました懸案事項を解決出来るということで、財政状況を見ながら有効に活用するという面では本当にありがたい措置ではないかと考えております。

それでは、合併特例債適用の主な事業について、若干説明しておきます。

お手元に今日配付しました幹線道路網整備計画図を参照していただきながらお聞きください。

まず、合併特例債の事業については、新市の早期の一体感の醸成と均衡ある発展という目的で計画しております。

その1つ目に幹線道路の整備、2つ目に市街地整備、3つ目に小・中学校施設及び関連施設の耐震化及び改修、4つ目に庁舎等の改修としております。

幹線道路の整備については、新市の一体感を早期に醸成するため、旧市町間を結ぶ道路事業になります。

主な事業として、先ほど申し上げました県支援事業なのですが、土浦笠間線、大洗友部線、水戸岩間線などを予定しております。

一般の特例債事業としては、岩間駅東大通り線を初めとして、7路線を予定しております。

市街地整備については、均衡ある発展を期するための市街地整備を図ることとしています。先ほどの岩間駅東大通り線整備を含めた岩間駅周辺整備を予定しております。

小・中学校施設及び関連施設の耐震化及び改修につきましては、各地域とも共通課題となっております。年次的に整備を行っていきます。

なお、既に設計等で着工しております友部中学校の大規模改修については、18年度から着工の予定でございます。

庁舎等の改修でございます。先程常井県議からも質問がありましたが、

本庁舎の増改築及び支所の改修を予定しております。本庁は友部町ということでありますが、本庁機能を果たすのには若干狭いですし、岩間、笠間についてはスペースが出来るのではないかとということで、この辺も住民の方の意見を聞きながら、住民サービス用の施設に改修する必要があるかと思えます。

以上で説明は終わりますが、合併特例債といいましても、自己財源で返還していく借金という見方もあります。しかし、先ほど申しましたように有利な制度でありますので、これまでの懸案事項を解決するのには有効な手段であると思えます。ただし、財政状況をよく見ながら活用していくことが大切な姿勢ではないかと思えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○磯会長

事務局から説明が終わりましたが、本日提出の新市建設計画（案）は、第1回と第2回の協議会に提出してまいりました素案を整理したものです。本日は、新市まちづくり計画の最終案についてご協議いただきます。

それでは、内容等についてご意見等がございましたらお願いいたします。

○根本委員

友部の根本でございます。

只今、新市まちづくり計画につきまして、また、特に財政計画につきまして、ご丁寧なご説明をちょうだいしました。

ここに記されておりますまちづくり計画につきましては、計画期間が11年ということを考えてしまして、1市2町におきまして既に策定されている基本計画、あるいは都市計画マスタープラン等の中で、特に必要性、重要性、緊急性の高い施策、事業を盛り込み、さらに、1市2町の一体性、あるいは地域間の連携を高める事業等が盛り込まれているという説明をいただいているところでございます。

この計画は、策定の趣旨の一つに挙げられておりますとおり、合併特例法に基づくさまざまな財政措置が受けられるように調整された計画になっていると私は読んでおるところでございます。計画の中に盛り込まれている施策、事業がどの程度実現、あるいは実行されるのか、その裏づけとなるのが財政計画ということでございます。

そこで、ここに示されておる財政計画を見ますと、当然のことながら、県、あるいは国の、合併市町村のまちづくりを財政面で支援する制度を活用して策定されております。例えば、一つの事業を行うのに必要な経費の95%まで起債の対象となり、その元利償還の70%を交付税で措置してもらえ合併特例債につきましては、ただいま事務局からご説明があったとおり、起債可能額の40%を使うことになってございます。さらにまた、県等

の制度の中で有利な制度につきましても今ご説明いただいたとおりでございます。

私は、1市2町の一体性や地域間の連携のために必要な事業はなるべく早く、しかも積極的に実施すべきではないかと思っておる訳でございます。ただし、有利な支援制度があるからといいまして、どんどん借金して事業を進めるべきだという意味で言っているわけではございません。新しい市の健全な財政運営を確保することは、この計画に示されているとおりでございます、大変大切なことだと思っています。

そこで、この財政計画におきまして、合併特例債を財源としてどの程度使用するかを調整するに当たりまして、例えば起債可能額の70%、あるいは50%、30%を適用した場合、それぞれどの程度の事業が実施され、財政上の収支バランスはどうなるのかといった、ケーススタディーといいますか、ケースを設定して検討されたのか、それとも緊急度の高い必要最小限の事業を積み上げた結果として40%の適用ということになったのか、あるいは、変化の激しい時代でございますので、4～5年過ぎてから計画を見直し、その時点で必要となる事業を追加することを念頭に置きまして、このような適用率にしてあるのか、そのあたりの考え方につきましてご説明いただきたいと思います。

○磯会長

事務局でお願いします。

○小松崎事務局長

それでは、ただいまの根本委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

趣旨としましては、合併特例債の経過等のことかと考えております。

新市のまちづくりの策定に当たりましては、策定方針に沿って事業計画を立てたものでございます。

そういう中で、まず、幹線道路網の整備を挙げております。これにつきましては、各市町で策定しております将来幹線道路網の整備計画がございます。今後10年ないし15年の間に各市町で整備しなければならない道路の計画がございますけれども、そういった計画に記載されている道路の中から、市町を結ぶ道路として最低限必要な道路を計画させてもらっております。

国道、あるいは県道につきましては、県が事業主体ということで推進を図る路線を位置づけておりまして、9路線ほど、県事業でこの地域の道路整備をやっていたただけのということの確認はとっている訳でございます。

そういう中で、特例債事業として何を計画したかということでございますが、まず1つは、県の財政支援を得ながら事業を進めていく道路、いわゆる県の支援事業を4路線、幹線道路で計画させていただきました。さら

には、新市単独で行います道路事業を7路線計画いたしております。これらはすべて、先ほど申しました幹線道路網整備計画に載っている中で、今回、合併することによりまして、幹線道路として重要な路線という位置づけでやっている訳でございます。

次に、市街地整備ということでございますけれども、これにつきましては、都市計画が決定されております岩間の駅前の周辺整備を考えている訳でございます。これにつきましては、均衡ある発展を期するというこの中の事業ということで、特例債事業を考えている訳でございます。

次に、小・中学校の施設の整備ということでございます。耐震化関係でございますけれども、これにつきましては、災害時の避難場所にもなるような場所でございますので、いずれ近いうちにやらなければならない事業でございます。そういった事業を今回、特例債事業でやらせていただくという考えを持っております。

さらには、庁舎の本庁、また、支所の一部改築をしまして、おのこの支所と本庁の機能を持たすための改築費などを合わせまして130億円ということになる訳でございます。

この130億円の償還に要します費用は、一般財源で約30億円ということでございます。10年間で30億円の償還という形になろうかと思えます。単純に10年で割りますと、1年間3億円の償還という形になろうかと思えます。

今回の特例債事業につきましては、合併する、しないにかかわらず、近い将来、必ずしなければならない事業を特例債として計画したところでございます。現段階では、3市町が合併して、財政状況がすぐによくなることは見込めないような状況でございますので、起債の発行を極力抑えたという形で計画方針を立てたということでございます。よろしく願いいたします。

○磯会長

よろしゅうございますか。

○根本委員

はい。

○磯会長

その他どうぞ。

○上野委員

今、新しいまちづくりの構想概要の説明があったわけですが、130億の特例債で、10年間で事業を実施した場合に、合併しようとしている現在人口は8万2,000人、将来10年後を見越したときに、先ほどの説明ですと8万4,000人ということで、10年間で人口は2,000人増えるであろうという想定ですね。この1市2町の合併は、少なくとも現在住んでいらっしゃる住民の福祉の向上、地域の経済の活性化、産業の活性化が大きな目的

ではないかと思います。そういう中で、これから10年間で知恵を絞って、130億の特例債を投資した場合に、このエリアでは2,000人ぐらいの人口しか増やすことが出来ないのか。人がもっと喜んで住んでくれるような地域にすることもこれからの大事な作業ではないかと思います。そういうことで、もう少し効率のいい、投資効果のある事業を検討しながら実施されるようにお願いしたいと思うのですが、その辺はいかがでございますか。

○磯会長

事務局でお願いします。

○小松崎事務局長

只今の上野委員さんのご質問にお答えいたします。

先程申しましたように、かなりの道路網を整備しまして、各地域間の連絡道路を整備いたします。そうなれば、当然、この新しい市は機能的にもよりすばらしいものになってくるのかなと感じます。そういう住んで良いようなまちになれば、それなりの人口増も当然見込めるかと思えますけれども、現段階では、数値上は統計の中での見込みの人口増ということで計画させていただいております。

○磯会長

どうでしょうか。

○上野委員

先ほど申しましたように、目的は、この地域の活性化。どなたもわかるように、笠間、友部、岩間、は、現状のままではどうにもならないということでこういう場が出来た訳ですね。ですから、今よりもっといいまちをつくるのが大きな目標だと思うのです。それを住民の方も望んでいる訳でございますから、道路の整備も大変大切だろうと思いますが、道路整備だけではなくて、もっと基本的なものを見詰めながら、より活性化できる、住民の福祉の向上にもつながるような事業ですね。教育の問題もあると思います。福祉の問題もあると思います。特に、これから少子・高齢化という時代が黙っていても到来するわけです。そういう場合に、年寄りが喜んで住んでくれるような新しいまちをつくって欲しいというのが願いでございます。そういうことで、道路の整備も大事でございますが、もう少し目を向けて、今後、実施の中で味をつけていただきたいなと要望しておきます。

○磯会長

ありがとうございました。

その他何かございますか。

(「ありません」の声あり)

○磯会長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○磯会長

委員さんからいろいろご意見をいただきましたが、新市建設計画（案）について承認を求めたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○磯会長

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、協議第10号 新市建設計画（案）については、原案のとおり承認いただきました。

なお、本日ご承認いただいた新市建設計画は、合併特例法第5条第3項の規定に基づきまして、県との本協議を要することとなっておりますので、県からこの回答を得ましたら次回の協議会で報告させていただきたいと思います。

次に、報告第11号 住民説明会の開催について事務局で説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、協議会資料の84ページをお開きください。

報告第11号 住民説明会の開催についてということで、第1回の協議会の際に、当協議会の事業計画を説明させていただきまして、この合併協議会の中で、住民説明会を実施するという計画をお話ししてございますけれども、それを3月19日に行うということでございます。

次の85ページをご覧ください。

この説明会は、合併協議が進行している中、これまでの協議会での協議経過、あるいは合併までの予定、新市まちづくり計画などを説明して、住民の皆さんに合併に対する理解を深めていただくと共に、住民の方の意見などを伺いまして、合併の日を迎えるまでの事業調整の参考とさせていただくということなどを目的とさせていただいております。

笠間市、友部町、岩間町、それぞれの会場におきまして、1回当たり1時間半から2時間程度で2回実施いたします。

説明会の内容ですが、まず、正副会長にごあいさつをいただいた後に、合併協議の経過や合併までの予定、当協議会における審議状況、新市建設計画の説明などを行います。その後に、住民の皆さんからの質問にお答えする時間を予定しております。

なお、開催の周知方法や当日配布予定の資料等につきましては、5と6に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○磯会長

事務局から説明が終わりましたが、住民説明会の開催について何かご意見がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○磯会長

よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

異議なしとのことでございますので、報告第11号でご説明した住民説明会を開催してまいりたいと存じます。各委員さんにおかれましても、ご出席の程、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第12号 合併の期日について。事務局から説明いたします。

○事務局

それでは、協議会資料86ページでございます。

報告第12号 合併の期日について。

合併の期日について、正副会長で協議したので別紙のとおり報告する。

次のページをお開きください。

合併の期日につきましては、2月23日に開催されました第1回の合併協議会において、平成18年3月31日までの間で、正副会長が別に定める期日とするということが確認されておりますが、これを受けて、3月9日に正副会長が合併の期日を協議してございます。

合併の期日は、電算システム統合のためにはかなり時間が必要であるということ、システム統合がうまくいきませんと住民の皆さんに多大な迷惑をかけるということから、経過措置を最大限に活用させていただき、来年の3月という方向が出てまいりました。3月といいますと、卒業式、あるいは所得税、住民税の申告時期と重なる関係がありますけれども、これらに配慮した結果、平成18年3月19日と決定されましたので、本日報告するものです。

○磯会長

事務局から説明が終わりましたが、合併の期日は、第1回の協議会において、正副会長が協議して定めることと確認されておりましたので、これを協議し、報告したものであります。これに関してご意見などありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○磯会長

それでは、本日提案させていただきました協議事項は以上でございます。

その他といたしまして、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○小松崎事務局長

それでは、事務局から、今後の協議会等の日程についてお知らせしたいと思います。

先程もお話ししましたとおり，来週の土曜日の19日に，笠間市，友部町，岩間町の各会場で，合併に関する住民説明会を実施することになっておりますので，本日，この協議会終了後に，各委員さんには，若干お時間をいただきまして打ち合せをしたいと思いますので，ミーティングルームにおいていただくようお願いしたいと思います。

なお，第4回の協議会は，3月22日，火曜日でございます。笠間市の中央公民館において午後1時より開催を予定しております。

○磯会長

他に委員さんから何かございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○磯会長

無いようでございます。

それでは，私の議長としての任を解かせていただきたいと思います。大変ご協力，ありがとうございました。

○小松崎事務局長

以上をもちまして，第3回笠間市・友部町・岩間町合併協議会は閉会とさせていただきます。

長時間にわたりまして大変お疲れさまでございました。ご苦労さまでした。

（午前11時50分 閉会）